

情報

しっとく日和!

暮らしの知って得する情報を紹介します。
気になる情報を見つけたら、アクションをおこしましょう。

🕒 日時 ④ 申し込み 📍 場所 ⑤ 問い合わせ

11月の納税等 納期限 12月2日(月)

- 国民健康保険税 (5期)
- 後期高齢者医療保険料 (5期)

※ 納税は、簡単で便利な口座振替を。
※ 納期限を過ぎると延滞金が加算されます。
早めの納税をお願いします。
※ 口座振替で納付の方は預金残高の確認を。

子育て・教育

児童虐待を防止しましょう

「未来へと 命を繋ぐ 189(いちはやく)」
子育てに悩みや不安を感じたら一人で抱え込まず、身近な専門機関などに相談しましょう。また、虐待と思われる子どもや家庭を知ったときには、通告の義務があります。
連絡された内容に関する秘密は守られますので、安心してご相談ください。
11月は「児童虐待防止推進月間」です。

24時間対応

- ・ 児童相談所全国共通ダイヤル
TEL 189 (いちはやく)
- ・ いばらき虐待ホットライン
TEL 029-322-0293
平日(午前8時30分～午後5時15分)
- ・ 茨城県中央児童相談所
TEL 029-221-4150
- ・ 笠間市家庭児童相談室
TEL 029-670-5411
- ・ 笠間警察署(生活安全課)
TEL 029-673-0110
- ・ 子ども福祉課
TEL 029-677-1101

⑤ 子ども福祉課(内線165)

子育て支援センターの開館情報

※ 笠間子育て支援センター『みつばち』
毎週月～金曜日に開設(かさまこども園
内午前10時～午後4時)。祝日は休み。
※ 岩間子育て支援センター『くりのこ』
毎週月・水・木・金曜日に開設(市民センター
いわま内午前10時～午後4時)。祝日は休み。
※ 友部子育て支援センター『かんがるー』
毎週月～金曜日に開設

(児童館内午前9時～午後4時)。
※ 健診・予防接種などは、保健カレンダー
をご覧ください。

⑤ 子ども福祉課(内線162)

保健・医療・福祉

〈介護保険〉要介護(要支援)認定を受けている方の税控除について

【障害者控除について】

65歳以上で要介護(要支援)認定を受けている方のうち、寝たきりや認知症などの状態にある方については、障がい者に準ずるものとして認定を受けることにより「障害者控除」の対象となり、一定額の所得控除を受けることができます。この控除を受けるためには、福祉事務所長が交付する「障害者控除対象者認定証」が必要になりますので、認定証が必要な方は申請を行ってください。

○申請対象者…65歳以上で、介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方

※ 平成22年以降に認定証を交付された方は、本年以降も有効に使用できますので申請の必要はありません。ただし、心身の状態が変わった場合は再申請の必要があります。詳しくはお問い合わせください。

【おむつ代の医療費控除について】

寝たきりの方が使用するおむつ代については、医療費控除の対象となりますが、この控除を受けるためには確定申告の際に「おむつ代の領収書」と、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要になります。要介護(要支援)認定を受けていて、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の方は「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する「おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書内容確認書」で控除を受けることができます。確認書が必要な方は申請を行ってください。

○申請対象者…要介護認定を受けている方で、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の方
※ 昨年以前に確認書を発行した方でも、本年

の申告用に改めて確認書が必要となります。
【申請について】

○申請場所…高齢福祉課または各支所福祉課
○必要なもの…対象者の印鑑

※ 認定証・確認書の交付にあたっては、要介護認定調査時の主治医意見書を用いて確認を行います。意見書の内容によっては、認定証及び使用証明書の交付できないことがありますのであらかじめご了承ください。

○申請期限…令和元年12月27日(金)

※ 期限後も申請を受け付けますが、交付が遅れる場合がありますのでご注意ください。

⑤ 高齢福祉課(内線171)

笠間支所福祉課(内線72132)
岩間支所福祉課(内線73174)

※ 税制度に関する質問につきましては、税務課(内線113)までお問い合わせください。

外壁・屋根…うちもそろそろかな…?

色々なところから営業が…
どこに頼めばいいの…?

そんなあなたも
お気軽にご相談下さい!
外装点検・お見積り無料

一級塗装技能士による住まいの塗り替え

(有)中嶋塗装工業

茨城県知事許可 第31532号 本社 石岡市半ノ木14159-5

中嶋塗装 検索 TEL 0299-57-1641

医療福祉費支給制度（マル福）を利用すると医療にかかる負担を軽減できます

医療福祉費支給制度（マル福）は、一部負担金を公費で助成する制度です。制度を利用するには、申請手続きが必要となります。

マル福の種類	対象者
小児	0歳から18歳まで (入院のみ：15歳到達の翌年度～18歳到達後最初の年度末まで)
妊産婦（※）	母子手帳を交付された妊産婦
母子・父子	母子家庭の母子 父子家庭の父子
重度障害者	身体障害者手帳1・2級に該当する者
	身体障害者手帳3級の内部障害に該当する者
	療育手帳④判定を受けた者
	療育手帳A判定を受けた者
	特別児童手帳1級対象者
	障害年金1級受給
	精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者

※妊産婦マル福が利用できるのは原則、産婦人科医療機関のみとなります。妊娠に合併した疾病で、他診療科などの検査・診断・治療をする場合は、原則として産婦人科医療機関から紹介がある場合が対象となります。

申請方法や助

成額などの詳細は、笠間市HPをご覧ください。か、お問い合わせください。



笠間市HP
医療福祉費支給制度

【申・問】
保険年金課（内線143）
笠間支所 市民窓口課（内線72124）
岩間支所 市民窓口課（内線73181）

文化・スポーツ

駅前シネマの変更及び茨城映画祭を実施します

マルチホールの利用者向上のため、駅前シネマを毎週木曜日から日曜日（月一回）開催に変更します。今後も定期的に映画を上映しますのでお楽しみください。※駅前シネマのポイントカードは継続してご利用できます。

① 12月1日（木）森の中にある奇跡〜笠間の木々〜

② 午前10時〜 ③ 午後2時〜

※各回主演の西尾舞生さんの舞台挨拶を予定しています。

【参加費】一般1000円、身障者・シニア（65歳以上）800円、子ども（小学生・高校生）500円、未就学児無料

【申・問】地域交流センターともべ「トモア」
TEL 0296（71）6637

笠間市国際交流協会からのお知らせ

ドイツ・ラール市友好都市交流タンポールアート展
笠間の家2階ギャラリーにおいて、ドイツ・ラール市の商業系中高一貫校の生徒によるタンポール・グラフィック・アートの作品展を開催します。作品は将来グラフィックアーティストになることを希望する学生の作品です。展示期間中は、ドイツのハウプティーのサービスがあります。

④ 12月19日（木）正午〜12月27日（金）正午
笠間の家

12月の日本語教室 7日、14日、22日（会場：トモア 午前10時〜）

*外国人相談も受け付けています。

【申・問】笠間市国際交流協会 木村美枝子
TEL 090-2761-8711

生活環境

空家・空地バンク制度の補助を申しませんか

空家・空地のバンク制度の活性化のため、各種補助制度を設けています。10月からは、家財道具等の処分補助も新設しました。ぜひご利用ください。

■ 入居に関する補助

【購入者】

○ 補助金：購入価格の3%以内（上限30万円）

【賃借者】

○ 補助金：家賃2か月相当分（上限10万円）
※5年以上居住するもの。賃借者については新規転入者に限る

■ 修繕に関する補助

○ 対象者：空家の所有者、購入者

○ 補助額：修繕費用の1/2以内（上限50万円）

※10年以上バンクを活用または居住すること

■ 既存住宅調査補助

○ 対象者：空家の所有者、購入者、利用登録者

○ 補助額：調査費用の1/2以内（上限2.5万円）

※既存住宅状況調査技術者が行った調査に限る

■ 瑕疵保険補助

○ 対象者：空家の所有者、購入者

○ 補助額：費用の1/2以内（上限5万円）

■ 家財道具等処分補助【新規】

○ 対象者：空家の所有者

○ 補助額：処分委託費用の1/2以内（上限10万円）

※市の一般廃棄物許可業者へ委託し処分する場合に限る

補助事業を活用するには、一定の要件があります。詳細についてはお問い合わせください。

【問】都市計画課空家政策推進室（内線534）

老齢基礎年金の年金額を増やすために国民年金（付加年金）制度を利用しませんか？

▲国民年金付加年金とは▼

国民年金の保険料のほかに付加保険料を納めると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度で、老齢基礎

年金と合わせて受給できる終身年金です。

納付は申し込んだ月分からとなり、支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

○ 付加保険料は、月額400円です。

定額保険料16410円（平成31年度）

+ 付加保険料400円

○ 付加年金の受給額（年額）は、

200円×「付加保険料を納付した月数」です。

付加年金を希望される方は加入の手続きが必要です。

年金手帳・認印をご持参のうえお申し込みください。

【対象者】

▲国民年金の第1号被保険者と任意加入

被保険者（65歳以上の方を除く）です。

※国民年金基金に加入している方は加入できません。

【申・問】保険年金課（内線141）

笠間支所市民窓口課（内線72123）

岩間支所市民窓口課（内線73181）

ブロック塀等の安全点検を行いましょう

ブロック塀の倒壊防止のため、安全点検を行います。

危険なブロック塀を放置すると、地震の際に倒壊し、人に危害を加えてしまう可能性がります。

特に、避難路や通学路など、多くの人が通行する道路に面したブロック塀は注意が必要です。

所有者の責任において管理することが基本となりますので、安全点検を実施し、適正な維持管理をお願いします。

ブロック塀の以下の項目を点検し、ひとつでもチェックがつかない場合は危険なので改善しましょう。分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

□ 塀の高さは地盤から2.2m以下か。

□ 塀の厚さは10cm以上か。（高さが2m超の場合は15cm以上）



下水道マスコットキャラクター『スイスイ』

排水設備指定工事店一覧

下水道へ接続工事をするには

笠間市に登録している「排水設備指定工事店」にお申し込みください。指定工事店は工事に係る諸手続きを代行してくれます。

下水道につないで、快適な生活環境を

市民のみなさんに清潔で快適な生活を送っていただくため、市では下水道の整備を進めています。

下水道がつかえるようになったら

くみ取りトイレの場合は3年以内に、浄化槽（合併・単独）の場合は遅滞なく、下水道に接続することが義務付けられています。しかし、市内の約20%のご家庭が下水道に接続していません。（平成30年度末時点）まだ接続がお済みでない場合は、速やかに接続工事をしていただきますようお願いいたします。

下水道につないで、快適な生活環境を

市民のみなさんに清潔で快適な生活を送っていただくため、市では下水道の整備を進めています。

問 都市計画課（内線587）
総務課 危機管理室（内線245）

なお、れんが造や石造、鉄筋のないブロック造の場合基準が異なります。基準の詳細や専門家への相談窓口については県のHPを確認してください。

茨城県HP

□塀の長さ3.4m以下（こに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
□コンクリートの基礎があるか。
□塀に傾き、ひび割れはないか。

11月は男女共同参画推進月間です

男女共同参画社会とは、女性も男性も性別にかかわらず自らの個性を発揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができる社会です。

仕事、家庭、地域社会などあらゆる場面で、男女がともに夢や希望を実現できる「ひとりひとりが幸せな社会」をめざしましょう。

男性も女性も仕事と家庭に両立できる職場環境に

男性も女性も、育児・介護休業制度などを利用しやすくなるよう、職場の環境を変えていくことが必要です。



家族みんなで家事を分担

「家事は女性の仕事」と決めつけず、料理や掃除、洗濯などみんなで家事を分担しよう。



子育ては夫婦が協力して

父親の子育てへの関わりが少なく、一人で子育ての負担に悩んでいる母親は少なくありません。母親と父親が協力して子育てをすることが大事です。



なりたい職業を自由に選択しよう

男性も女性も、本人の個性や能力、意欲を生かして働くことができるように、性別による仕事の区別をなくすことが必要です。



子どもの個性を伸ばし可能性を広げよう

子どもたちが性別にとらわれない自由な生き方を選択できる環境を整えていくことが大切です。



個人の人權を尊重しよう

女性も男性も対等なパートナーとして認め合い、お互いに尊重しあうことが必要です。



問 秘書課（内線226）

友部駅前フリーマーケット
12月22日（日）午前9時～午後1時
地域交流センターともべ「トモア」まちの広場

接続補助制度があります
下水道へ早期に接続する方に対し、補助金が出る場合があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。
問 下水道課（内線7113）

特設無料人權相談
笠間公民館
12月18日（水）午前10時～午後3時
水戸地方事務局（029-227-9919）

くらしの相談

問 佐藤 TEL 090-3245-0880

エコフロンティアかさま監視委員会活動報告

実施日 9月26日

【施設モニタリング（6月～8月分）】 環境保全事業団から、最終処分場モニタリング・溶融処理施設モニタリング・モニタリング結果の住民公表・排ガスの維持管理・浸出水の放流について、6月から8月分の監視項目に係る資料の説明を受け、施設が適正に管理運営されていることを確認した。

- ① 最終処分場の浸出水処理水における流入水では、カドミウム、ヒ素が検出されたが、流入水・処理後の放流水ともに、全ての項目で下水道の放流基準値を下回った。
- ② 地下水の定期モニタリングにおいては、全ての項目で環境基準値（排水基準の1/10程度）を下回った。また、4箇所あるモニタリング井戸のうち、No.3井戸でヒ素がわずかに環境基準値を、No.2及びNo.3井戸で総鉄、総マンガンが水道水質基準値を超えていたが、過去のデータと比較して大きな変動はなかった。
- ③ 防災調整池からの雨水等放流水については、全ての項目で放流基準値を下回った。
- ④ 溶融処理施設の排ガス常時監視については、日平均値で自主管理値を上回ることなく、法定基準値についても全ての項目を満たしていた。
- ⑤ モニタリング結果の住民公表については、事業団HPにおいて廃棄物の処理実績、維持管理記録（水質・排ガス等の測定結果）を毎月公表している。

【次回の監視活動】 環境モニタリングについて実施。